

東京都子供・子育て会議 第5回計画策定・推進部会 意見書

ウッディキッズ 溝口 義朗

東京都認証保育所における障害児保育等は、給付対象事業と同等・同列な仕組みでの支援は当然であるはずですが、給付制度には入らない東京都認証保育所制度の中で、同等・同列をどのように実現すべきであるかを検討しなければならないと考えています。

ひとり親家庭、障害児、要保護児童等に対する支援は、すべての子どもがその子らしく育ち、その子らしく育てやすい環境を構築するために極めて重要だと考えます。障害児保育に関しまして、平成 25 年度に実施した『東京都認証保育所を対象とした障害児保育に関する調査』（一般社団法人日本こども育成協議会、回収 108 施設/配布 238 施設）によれば、回答した保育所の 50%、54 の施設で障害児保育が行われています。しかし、基礎自治体により、東京都認証保育所に入所する障害児を支援していく姿勢に差異が生じている事実もあります。（下記表参照、平成 25 年時点、上記調査における「区市町村において障害児に対する支援の内容」。事業者回答。）

自治体名	支援制度の概要	
世田谷区	特別支援・配慮の必要な児を受け入れた際は、補助金として運営費に加算	
	対象児1人当たり月額45,000円	
	身体障害者手帳(3・4級)のある児童	
	聴覚障害手帳(4～6級)のある児童	
	愛の手帳(2・3度)のある児童	
	その他現場確認の上、配慮が必要と判断される児童	
目黒区	対象児1人当たり月額60,000円	
墨田区	医師診察、理学・作業・言語聴覚療法・心理指導等による援助。 “みつばち園”など、区の支援施設と併用しながら、保育園での生活と、障害に応じた専門的な支援の両方を受けることができる。	
江東区	運動・言葉・社会性などの発達支援を個別療育プログラムを通じて援助	
	要支援児加算 1名あたり70,000円/月（加算の判断は区の専門員による。）	
	発達相談費 1園あたり年額30,000円以内で実費支給 臨床心理士、臨床発達心理士、医師への相談に必要な経費が対象	
北 区	保育課	依頼のあった園に巡回指導員を派遣し、保育士が障害者にどのように接すれば良いか指導・助言（年4回）
	健康福祉課 障害福祉係	障害者施設で働いていた人等を派遣して、障害児が集団にとけ込めるよう助言。
中野区	巡回訪問や専門職による職員への援助。 保険師との連携の援助。	
文京区	巡回支援を受けている。	
足立区	通園による指導。	

東京都認証保育所制度は、平成 27 年度以降も東京都の保育施策として重要な役割を担うことが予測されます。住んでいる基礎自治体によって障害児、障害児を持つ家庭に対しての支援に差が生じることを是正する仕組みを作ることは、子ども・子育て支援法の第3条、専門性、広域的な対応を持って、東京都の責務として積極的に対応していく必用があると考えます。